

議案第39号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うため、本案を提案するものである。

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第2中48の項を50の項とし、47の項を49の項とし、46の項を48の項とし、同表の45の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」を「令」に改め、同項を同表の47の項とし、同表の44の項の次に次の2項を加える。

45	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査	27,000円
46	令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査	27,000円

別表第4の3の項を削り、同表の4の項中「令」を「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この表において「令」という。）」に改め、同項を同表の3の項とし、同表中5の項を4の項とする。

別表第9中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料」に改め、

同表の 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の 8 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は、公布の日から施行する。